

# 医薬品として用いる覚せい剤原料の取扱いの見直し

医薬品として用いる覚せい剤原料（※）について、医薬品として用いる麻薬と同様に、患者による携帯輸出入や調剤済みの医薬品である覚せい剤原料の医療機関・薬局における取扱い等について見直しを行う。

※覚せい剤原料として、法律で8物質（エフェドリン（10%以下を除く）等）、政令で3物質（セレギリン等）の計11物質を指定。

【施行日  
・令和2年4月1日

		医薬品として用いる麻薬の取扱い (現行の麻薬及び向精神薬取締法)	医薬品として用いる覚せい剤原料の取扱い	
			現行の覚せい剤取締法	覚せい剤取締法の改正内容
患者・その相続人等側	携帯輸出入	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入可能。	輸出入業者以外は何人も輸出入不可。	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して <b>輸出入を可能</b> とする。
	所持	患者が死亡した場合、相続人等による所持可能。	患者が死亡した場合、相続人等による所持を可能とする規定がない。	患者が死亡した場合、 <b>相続人等による所持可能</b> とする。
	返却	患者、その相続人等から医療機関、薬局へ返却可能。	患者、その相続人等から医療機関や薬局への返却は不可。	患者、その相続人等から <b>医療機関、薬局へ返却可能</b> とする。
医療機関・薬局側	廃棄	都道府県職員の立会いなしに廃棄可能。 (都道府県知事への届出が必要。)	廃棄には都道府県職員の立会いが必要。	<b>都道府県職員の立会いなしに廃棄可能</b> とする。 (都道府県知事への届出が必要。)
	記録	医療機関、薬局において帳簿を備え、必要事項の記録義務あり。	医療機関、薬局での記録不要。 注) 通知において記録することが望ましいと指導している。	医療機関、薬局において帳簿を備え、 <b>必要事項の記録を義務化</b> する。

➡ ①

➡ ②

➡ ③

## 【①留意事項】

- ・ 病院・薬局等の開設者は、調剤済医薬品覚せい剤原料を患者又は相続人等から譲り受けた場合には、「交付又は調剤済みの医薬品である覚せい剤原料譲受届出書」を速やかに県知事に提出してください。
- ・ 調剤済医薬品覚せい剤原料を患者に交付した病院等以外の病院等への返却ができません。しかし、薬局に返却を行う場合においては、どこの薬局にも返却できます。

## 【②留意事項】

- ・ 調剤済みの医薬品に限りません。（調剤されていない医薬品を廃棄する際には、従来どおり県職員の立会いが必要。）
- ・ 調剤済医薬品覚せい剤原料の廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚せい剤原料廃棄届出書」を県知事に提出してください。

## 【③留意事項】

- ・ 帳簿には、譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は廃棄した医薬品覚せい剤原料の品名、数量、年月日を記載しなければなりません。また、患者又はその相続人等から調剤済医薬品覚せい剤原料を譲り受けた場合には、患者又はその相続人等の氏名も併せて記載してください。

# 覚醒剤原料の取扱について(錠剤・カプセル)

		処方せん交付		調剤	病棟管理等	交付
		調剤前		調剤済		交付済
		再利用率		再利用率		再利用率
患者等からの返却	再利用率	再利用率可能				再利用率不可
	譲り受けた場合	—				<b>譲受届出書</b> ◆ 病院等は、他の病院、薬局等で交付されたものを譲受することができません。 ◆ 一方、薬局は、他の病院、薬局等で交付されたものを譲受することができます。 ◆ 譲り受けた場合は、すみやかに譲受届出書を提出してください。
	廃棄	覚醒剤原料廃棄届	交付・調剤済み 覚醒剤原料廃棄届			

届出後速やかに廃棄

